

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 推進計画の目的

本編に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱いに際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 基本的な考え方

この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

また、南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図る。

なお、本編に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前編までの規定に基づき実施する。

1 地震防災対策の推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、町内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や町有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進

める。

2 住民の地震防災対策への支援

突発的な地震に備えた対策を日頃から進めておくことが重要であり、住民一人一人が「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、町や県はその支援を行う。

3 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達するとされており（2021年1月13日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策を進める。

4 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

第1編「総則」第2節「業務の大綱及び住民等の責務」に準じる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去の南海トラフ沿いで発生した大規模地震の傾向及び東日本大震災における余震による復旧の遅れという事実を踏まえ、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生、若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。

なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

ア 日頃からの地震の備えの再確認

(ア) 家具等の固定（ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。）

(イ) 避難場所・避難経路の確認

(ウ) 家族等との安否確認手段の取り決め

(エ) 家庭等における備蓄の確認

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設等の設備点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保する。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 町及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関及び町民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 町及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 町及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

(1) 町や県、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

(2) 町民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、町民に密接に関係のある事項について周知する。また、町民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、おおむね五箇年を目途として行うものとし、町は、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	関係各部	
第2 南海トラフ巨大地震等に備えた計画的なまちづくりの推進	総務部、産業建設部	

第1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、南海トラフ巨大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

第2 南海トラフ巨大地震等に備えた計画的なまちづくりの推進

町は、上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定め、その施設等の整備促進に努める。

1 緊急避難場所等の整備

次に掲げる施設又は設備の整備を行う。

- (1) 避難場所誘導看板整備
- (2) 防災機能を有する公園の整備
- (3) 避難所・避難路の整備

2 消防用施設の整備等

次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行う。

- (1) 防火水槽整備
- (2) 消防団救助用器具整備

3 通信施設の整備

町、その他防災関係機関は情報の収集及び伝達に関する計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な次の通信施設の維持・管理及び整備に努める。

- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

4 公共施設の災害予防対策の推進

町役場庁舎をはじめ学校等の公共施設は、災害時において避難・救護・救援・復旧等防災活動上重要な役割を担うため、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて、必要に応じて耐火・耐震構造化等安全対策に努める。

また、新設にあたっては、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じる。

第4節 防災訓練計画等

町は、南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、県、その他防災関係機関等と連携して防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 防災訓練計画	総務部、関係各部	
第2 公共施設における防災対策の充実	総務部、関係各部	

第1 防災訓練計画

町は、次の点に留意して第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いひとづくり」第4節「防災訓練の実施」に基づく防災訓練を実施する。

- 1 南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- 2 防災訓練の実施にあたっては、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入するとともに、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- 3 町は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- 4 中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 公共施設における防災対策の充実

公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、町は、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について防災計画を定め、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

また、県と連携し、公共施設の管理者等に対し、公共施設における防災対策の充実を促進する。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、県、その他の防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いひとづくり」第1節「防災知識の普及」に基づく取り組みのほか、南海トラフ巨大地震等に対する防災上必要な防災知識の普及を推進する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 職員に対する防災知識の普及	総務部、関係各部	
第2 住民等に対する防災知識の普及	総務部	
第3 学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画	教育部	

第1 職員に対する防災知識の普及

町は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナー受講や、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図る。

また、各課においては、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、以下の内容を含む必要な防災教育を行う。

なお、防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及についても、職員に準じて実施する。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの。
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

第2 住民等に対する防災知識の普及

住民及び事業所等の従業員一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、町は、県と協力して、町広報紙、町ホームページ等を活用し、住民等に対する防災意識の普及を図る。

なお、防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 2 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識
- 4 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 5 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 6 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- 7 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロックの倒壊防止対策等を含む。）
- 8 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、学校長・園長に対し、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の教訓を踏まえ、教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要事項（防災組織、分担等）を定め、児童・生徒が災害に関する基礎的事項等を理解し、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を図る。

なお、学校教育を通じての教職員及び生徒への防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - (1) 南海トラフ地震に関する知識
 - (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 園児・児童・生徒の登下校（園）時等の安全確保方法

- (7) 学校（園）に残留する園児・児童・生徒の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) J-SPEED（災害時診療概況報告システム）の活用
- (10) その他

2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた園児・児童・生徒への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

3 その他

防災関係機関と連携し、防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化を図る。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震等は広域的かつ甚大な被害が予想され、地震発生直後は他地域からの受援が困難であることが想定されるため、町は、住民及び事業所等の従業員一人一人による防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自主防災組織の災害対応能力の向上	総務部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 事業所等の災害対応能力の向上	総務部、産業建設部	田原本町商工会

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

町は、南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いひとづくり」第2節「自主防災体制の整備」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し、自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及（他地域からの応援が相当の期間困難になることの周知等）
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認（ワークショップ形式による地域防災マップの作成において各種防災関係資器材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）
- 4 自主防災組織同士の連携の促進（交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等）

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

事業所等は、南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にとどめ、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持を図るため、防災計画、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上に努める。

また、地域防災力の向上のため、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立を図る。

町は、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

町は、このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化や、地震動への対応、さらには、帰宅困難者対策や文化財保護対策等の事前の防災対策に取り組む。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 建築物の耐震性の確保	産業建設部 (注) 町有建築物は各所管課	
第2 長周期地震動対策	総務部	
第3 液状化対策	総務部、産業建設部	
第4 時間差発生による災害の拡大防止	総務部、産業建設部	
第5 帰宅困難者対策	総務部、教育部、産業建設部	
第6 支援・受援体制の整備	総務部、町長公室部	

第1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度がそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達するとされており（2021年1月13日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策を進める。

なお、南海トラフ巨大地震の被害想定では、奈良県での津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされており、建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、町は、これらの被害をできる限り減少させるため、田原本町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を重点的に取り組む。

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から住民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。町は、住民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、耐震セミナーを開催するなど、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の移動や転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化されている。

町は、既存建築物の耐震性向上のための耐震知識の普及啓発を図る。

また、耐震診断が義務化された建築物については、所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

町は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。

町は、長周期地震動が構造物に及ぼす影響について、今後の国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 液状化対策

第2次奈良県地震被害想定調査結果によると、本町でも海溝型地震（⑤東海・東南海・南海地震同時発生）が発生した場合、町域の約80%の地域で液状化危険度が高くなる。

また、国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

町は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、町が管理する施設等の液状化対策に努める。また、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

なお、国等による液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努めるものとする。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震において、1854年の安政東海地震・安政南海地震は

32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

町は、このように複数の地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、震災後の応急危険度判定活動が速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、県内の相互支援体制及び実施体制のさらなる整備を進める。

(2) 応急対策計画

町は、大規模地震により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講じる。

また、二次災害の防止に配慮し、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定の円滑な実施に努める。

第5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるため、町は、次の対策を推進する。

- 1 町外への就業者・就学者（住民）に対して「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。
- 2 本町に訪れる観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・町・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第6 支援・受援体制の整備

1 広域防災体制の確立

町は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について団体等と協定締結等を進める。

2 被災地への人的支援

町は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第8節 地震発生時の応急対策等

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合の対応	各部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 災害対策本部の設置等	各部	磯城消防署、田原本町消防団、磯城郡水道企業団
第3 資機材、人員等の配備手配	総務部	
第4 地震発生時の応急対策	各部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署
第5 広域的な連携による応急対策	総務部	奈良県広域消防組合消防本部

第1 南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合の対応

町長は、南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、予備動員又は注意配備の指示を行い、警戒活動を行う。ただし、南海トラフ巨大地震等は、いくつかの地震が同時又は連続して発生するおそれがあるため、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

なお、住民等に対する周知事項は、「南海トラフ巨大地震等発生時の町における揺れの程度」、「南海トラフ巨大地震等が連続して発生した場合に生ずる危険性」、「報道機関及び町からの南海トラフ巨大地震等関連情報の発表に留意し、冷静に行動する旨の協力要請」等とする。

第2 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置

本部長（町長）は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震または当該地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

2 町の組織体制

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第1節「組織体制」に準じる。

3 町の動員体制

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第2節「動員体制」に準じる。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

総務部総務班は、各部が所管する災害応急対策を円滑に進めることができるよう各部における必要な物資、資材の確保状況を把握し、各部から当該資材等の供給の要請があった場合は、当該資材等の供給体制の確保を図り、必要に応じて配分調整を行う。

2 人員の配備

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第2節「動員体制」に準じる。

第4 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」第1「地震情報等の収集・伝達」に準じる。

2 被害状況の調査・報告計画

(1) 被害状況の把握、並びに災害情報及び防災情報の収集・伝達等

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」第2「災害情報の収集・伝達系統」、第3「被害状況の把握」、第4「避難及び応急対策の実施状況の把握」、第5「被害状況等の集約・整理等」に準じる。

(2) 県及び国への報告

総務部本部班は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県（防災統括室）へ報告する。

その他第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」第6「県及び国への報告」に準じる。

3 施設の緊急点検・巡視

本部長（町長）は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

そのほか、第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第7節「交通規制・緊急輸送活動」第1「緊急輸送体制の確立」及び第2章「初動期の応急活動」第10節「その他二次災害防止のための応急対策」に準じる。

4 二次災害の防止

本部長（町長）は、危険物施設等における地震による二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、防災関係機関との相互協力等を実施する。

また、県等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

さらに、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災への警戒等について、必要な措置をとる。

そのほか、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第2節「危険物施設等災害応急対策」、第9節「ライフライン等の確保」及び第10節「その他二次災害防止のための応急対策」に準じる。

5 消火・救急救助活動

(1) 消火活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第1節「大規模火災対策」に準じる。

(2) 救急救助活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第3節「救助・救急活動」に準じる。

6 応急避難

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第4節「応急避難」に準じる。

7 医療救護活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第5節「医療救護活動」に準じる。

8 要配慮者の支援

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第7節「要配慮者の支援」に準じる。

9 食料及び生活必需品等の調達

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第1節「緊急物資の供給」に準じる。

10 交通規制・緊急輸送活動

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第7節「交通規制・緊急輸送活動」に準じる。

11 防疫・保健衛生活動

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第2節「防疫・保健衛生活動」に準じる。

12 帰宅困難者対策

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第8節「帰宅困難者の支援」に準じる。

第5 広域的な連携による応急対策

1 他機関に対する応援要請

本部長（町長）は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

そのほか第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第5節「応援協力活動」及び第6節「自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ」に準じる。

2 広域避難

(1) 広域避難の要請

本部長（町長）は、広域避難を行う必要が生じた場合、県の調整のもと、広域避難受入先となる県内市町村又は県外の受入先市町村を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

ア 受入体制の整備

本町における被害が比較的軽微な場合、県の調整のもと、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

このため、県と連携して、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合を想定して、賃貸住宅のあっせん等について事業者と協議を進める。

イ 広域避難者への対応

広域避難者に対しては、県、他市町村、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や総合相談窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。